

前 こ 施
令和5年5月2日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍
(公 印 省 略)

5類感染症へ移行後の保育施設における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日頃より、適切な感染症対策にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、5類感染症に位置づけられることになりました。つきましては、出席停止の取扱い等が変更となりますので、お知らせいたします。

（こども施設課施設管理係・施設指導係）

記

1 新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止について

- ・お子さん本人の感染が判明した場合に「出席停止」となります。
- ・出席停止の期間：発症から5日間（発症した日を0日とする）が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで。

2 「濃厚接触者」の取扱いについて

- ・5類感染症へ移行後は、「濃厚接触者」の扱いはなくなります。
したがって、同居家族等が新型コロナウイルス感染症に感染したことで直ちに「出席停止」の扱いとなることはありません。

3 基本的な感染対策の継続について

- ・引き続き、「手洗い等の手指衛生」「換気」「咳エチケット」等、感染予防にご協力をお願いします。
- ・お子さんに発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、登園を控え、自宅で休養（必要に応じて主治医等に相談）してください。

<問い合わせ先>
前橋市こども施設課
施設管理係・施設指導係
電話：027-220-5705・5706